平成２５年（フ）第１０６４５号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目17―７―304
債務者　光山光義こと　盧　　光義
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　克洋
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６６０号
東京都品川区東大井２丁目８―４―204
債務者　柄澤　琢美
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中美和子
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６６３号
千葉県浦安市東野２丁目８―２
債務者　橋本　千絵
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志賀　貞之
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６７７号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1115―８　アベニュー三浦Ｃ号
債務者　仁科　正人
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮口　裕幸
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６８５号
東京都北区赤羽北２丁目22―10―416
債務者　齋藤眞由美
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹原　直和
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６８６号
東京都板橋区舟渡１丁目７―13
債務者　杉井ひとみ
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹原　直和
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７００号
東京都板橋区成増４丁目23―15
債務者　久世　明子（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樫尾わかな
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７０５号
東京都大田区西蒲田６丁目13―21
債務者　武　　裕子（旧姓戸松）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　　正
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７６１号
埼玉県川口市中青木２丁目12―13―103
債務者　星　　和樹
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　龍生
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７６８号
東京都世田谷区奥沢７丁目48―16
債務者　吉田　耕二
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大月　雅博
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８０１号
神奈川県座間市栗原中央１丁目34―43　エルモーサ第２―103
債務者　木下　葉子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾原　央典
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７号
鹿児島県霧島市隼人町真孝860番地10　クレインポート３Ｄ
債務者　徳永　宏樹
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　作太
4　破産債権の届出期間　平成25年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
宮崎県小林市須木下田569番地１
債務者　鹿島　清海
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１１１号
茨城県日立市多賀町２丁目13番７号
債務者　石川　昌敏
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂木　博男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１７６７号
名古屋市名東区猪子石２丁目708番地
債務者　中村　圭一
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　典行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部